

国立民族学博物館文献図書資料の利用にかかる総合研究大学院大学文化科学研究
科地域文化学専攻及び比較文化学専攻学生等に関する申合せ

平成20年 7月15日
図 書 委 員 会

(趣旨)

- 1 この申合せは、国立民族学博物館図書室利用細則第2条第4号の規定に基づき、総研大学生等の詳細について定めるものとする。

(定義)

- 2 総研大学生等とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 総合研究大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第15条に規定する研究科の課程に入学した者
 - (2) 学則第62条に規定する科目等履修生
 - (3) 学則第63条に規定する聴講生
 - (4) 学則第64条に規定する研究生
 - (5) 独立行政法人日本学術振興会が行う論文博士号取得希望者に対する支援事業において採用が決定された者
 - (6) 独立行政法人日本学生支援機構が行う帰国外国人留学生短期研究制度において採用が決定された者

附 則

この申合せは、平成20年9月1日から施行する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から施行する。